



Certified Social Worker くまもと

第
50
号

【事務局】
 一般社団法人 熊本県社会福祉士会
 熊本市東区健軍本町1-22
 東部ハイツ105
 Tel 096-285-7761
 Fax 096-285-7762
 E-mail : kumacsw@lime.plala.or.jp
 【その他連絡先】
 熊本市中央区本荘2丁目3の8
 熊本乳児院内
 Tel 096-371-1396
 Fax 096-371-1633
 発行者 甲斐 國英
 編集者 永田 直往
 発行日 2014年12月1日

来

年2月に

「熊本県社会福祉士学会」
を開催!!

「ジエネラリスト・ソーシャルワークって何?」

皆様既にご承知の様に、熊本県社会福祉士会は、2014年4月1日付を以つて一般社団法人へ移行し、それに伴い公益目的事業の実施が必須となりました。しかし、会員の皆様のご協力なしには実施することは非常に困難であり、今後実施する公益事業には、皆様の奮つての参加とご協力を切にお願いする次第です。

本会の公益目的事業について説明します。2014年5月総会に諮り確定した公益目的財産額を基本財源とし、今後次の公益事業に取り組みます。

①「**熊本県社会福祉士学会**」／高齢・障がい・児童・医療などの分野で活躍する社会福祉士や医療・保健・福祉の関係者が日頃の研究や実践を専門的見地から発表し、参加者による協議を行うことで社会福祉に関する研究の進展に寄与します。

午前会場

大阪市立大学大学院生活科学研究所の岩間伸之先生を講師にお招きし、「地域を基礎としたソーシャルワークの理念とその展開——ジエネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論として——」と題し講義頂く予定です。

午後の部

岩間先生にコーディネーターをお願いし、「ジエネラリスト・ソーシャルワークってなに?」をテーマにパネルディスカッションを行います。また、その後の分科会では、高齢・障がい・児童の各分野から発表者を募り、実践報告と質疑形式で執り行います。

発表希望者の募集要項は本会ホームページ (<http://kuma-csw.com/>) に掲載しておりますので奮つて御応募下さい。公益事業を着実に実施開催することで、県民の皆様に熊本県社会福祉士会を認知頂き、併せて少しでも地域福祉の二にぎに応えることができればと考えております。

つきましては、今回、上記公益目的事業①「熊本県社会福祉士学会」を次の日程で開催することと致しました。

開催日程

開催日程	
日時	2015年 2月 22日(日)
場所	熊本交通センターホテル
10:00	開会
10:15	講演 大阪市立大学大学院 岩間伸之先生
11:45	昼食
13:00	パネルディスカッション
14:30	休憩
15:00	各分科会
16:30	終了

特集 研修教育会

新生涯研修制度と認定社会福祉士制度の関係について

研修委員会委員長 濱川 文彦

1 新生涯研修制度について

新生涯研修制度について
まず、新研修制度の概略ですが、これは「社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努める」（日本社会福祉士会定款第5条）や「社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること」及び「社会福祉士の倫理及び資質の向上に関すること」（同第6条）を目的として実施されています。

新生涯研修制度では、「基礎課程（基礎研修I、基礎研修II、基礎研修III）」と「専門課程（共通専門・分野専門）」があり、スーパービジョンの実績を含めて、5年を1周期として単位（1期35単位／1単位15時間換算）を取得し、課程を更新していくことが基本モデルとなります。詳細につきましては、<http://www.jacsw.or.jp/Shogaicenter/toplinks/ShinSeido/index.html>をご覧ください。

なお、現在、旧生涯研修制度との移行期のため、旧制度対象会員の方には、2016年度まで経過措置がとられていますが、2011年度以前に入会された会員で、旧生涯研修制度の共通研修課程終了申請が1回もないけれども、今後研修単位の取得を目指したいという方は、新研修制度の基礎課程の受講が必要となりますので、くれぐれもご注意ください。ちなみに、自身の履修状況の確認は、日本社会福祉士会のHP(<https://jacsw.cs-w.tms.jp/user/index.php>)で確認ができますので、各自ご確認下さい。

現在、熊本県社会福祉士会では、この新研修制度の基礎課程を実施し、今年で3年目になります。今年度から、基礎研修I（計12時間）、基礎研修II（計60時間）、基礎研修III（計56・5時間）をそれぞれ実施しています。さらに、今年度の終了時には、新生涯研修制度下における初めての基礎研修課程の終了者を出す予定です。基礎研修の全体像については、別表を参照してください。

2 認定社会福祉士制度について

認定社会福祉士制度について
次に、認定機構の認定社会福祉士制度について説明したいと思います。この制度には、「認定社会福祉士」と「認定上級社会福祉士」の二つの認定資格があります。

そのうち、「認定社会福祉士」は、「所属組織を中心とした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有する」と認められた者のことであり、また、「認定上級社会福祉士」は、「福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもつて個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関する質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ

実践の科学化を行なうことができる能力を有することを認められた者」と規定されています。すでに、認定社会福祉士の認定（経過措置対象者の認定）は始まっており、平成26年7月7日現在、全国で178名の方が認定社会福祉士として登録されています。

ちなみに、認定社会福祉士の申請には①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること。②日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を持つている団体の会員であること。③相談援助実務経験が社会福祉士を取得してから5年以上あり、且つこの間原則として社会福祉士制度における指定施設及び職種に準ずる業務等に従事していること。このうち社会福祉士を取得してからの実務経験が複数の分野にまたがる認定を受ける分野での経験は2年以上あること。④右記、実務経験の期間において、別に示す「必要な経験」があること。⑤認められた機関での研修（スーパービジョン実績を含む）を受講していること、の5つの条件が必要です。

なお、経過措置（2016年度まで）では、右記⑤の「認められた機関での研修受講」の代替として「認定社会福祉士特別研修」が行われています。この「認定社会福祉士特別研修」の受講条件のひとつに、180時間以上の研修受講履歴の証明として「旧生涯研修制度の共通研修課程終了申請3回以上の者、もしくは共通研修課程終了2回十専門分野別研修4単位取得」があります。「認定社会福祉士特別研修」の詳細については、認定機構のHP（アドレスは、上述）を参照してください。

さい。また、今後経過措置が終了した後に認定社会福祉士の申請に必要な単位を取得するためには、認定機構が認証した研修を受講する必要がありますので、この点にもご留意下さい。

3

新生涯研修制度と認定社会福祉士制度との関係について

最後に、新研修制度と認定社会福祉士制度との関係について説明します。新研修制度は、主に社会福祉士会が実施する研修（いわゆる社会福祉士会独自の研修）等を、社会福祉士個々人が文字通り生涯にわたって受講することで社会福祉士として研鑽を積んでいくための制度であり、一方、認定機構が実施する認定社会福祉士制度は機関が認証した研修（いわゆる認証研修）を受講することで社会福祉士としての実践力を担保し、その結果として社会福祉士の存在意義を社会一般にアピールするための制度といえます。現在のところ、社会福祉士会の実施する研修の単位が、認定機構による事前認証規程や研修の実施条件の規定等のため、そのまま認定社会福祉士取得のための申請単位とはなっていない現状もあります。今後は、この齟齬を勘案しながら熊本県社会福祉士会としても各研修の企画立案・実施をしていく必要があります。



さあ、今後経過措置が終了した後に認定社会福祉士の申請に必要な単位を取得するためには、認定機構が認証した研修を受講する必要がありますので、この点にもご留意下さい。

基礎研修の全体像

※基礎研修は、認定社会福祉士認証・認定機関の認証を受けています

共通専門科目	基礎研修Ⅰ	基礎研修Ⅱ	基礎研修Ⅲ
(2単位) 学系科目Ⅰ 権利擁護法	■倫理綱領・行動規範の理解 ■社会福祉士の倫理綱領の実践適用	■社会福祉における法I ■ソーシャルワーカーと権利擁護の視点I ■社会福祉における法II ■ソーシャルワーカーと権利擁護の視点II	■意思決定の支援
(2単位) 政策系科目Ⅰ 地域開発		■社会資源の理解と社会支援開発 ■連携システムのあり方とネットワークの構築 ■地域における福祉政策と福祉計画 ■社会福祉調査の方法と実際	■地域における福祉活動の実際
(2単位) 経営系科目Ⅰ サービスマネジメント			■社会福祉の組織と組織マネジメントの意義、会議運営 ■情報共有・継続の仕組み（記録・カンファレンス）、サービスの質の管理、サービス評価・第三者評価 ■リスクマネジメント・苦情解決システム（苦情受付・分析・解決）、緊急介入事案の対処方法 ■事例研究（苦情、リスク、サービス評価）
(2単位) 研究系科目Ⅰ 実践評価・実践		【実践研究の方法】 ■実践研究の意義と方法 ■実践研究のための記録 ■実践評価の方法 ■実践研究発表の方法	【事例研究の方法】 ■対人援助と事例研究 ■事例研究の基本枠組み ■事例研究の方法としてのケースカンファレンス ■事例研究のための事例のまとめ方 ■模擬事例検討
(2単位) 科目Ⅰ 人材育成系		■スーパービジョンとは ■スーパービジョンのモデルセッションを見る ■スーパーバイジング体験	■新人教育プログラム ■スーパービジョンのモデルセッション
(2単位) 科目Ⅰ SW理論系	■社会福祉士としての専門性について考える ■社会福祉士に共通する専門性の理解	■相談援助の視座と展開過程 ■実践のためのアプローチ（ソーシャルワーカー実践理論・モデルから学ぶ） ■自立生活支援とコミュニティソーシャルワーク ■実践事例演習	■実践事例演習
(3・5時間) 研修会独自の	■社会福祉士会のあゆみ ■日本社会福祉士会、都道府県社会福祉士会の組織 ■生涯研修制度		

虐待対応委員会

虐待対応委員会の活動について

虐待対応委員会委員長 紫藤 千子

総会などでご報告しておりますので、会員の皆様にも「熊本県高齢者虐待対応専門職チーム」（以下専門職チーム）はご存知いただいているかと思います。当委員会はこの専門職チームの活動を行っています。

平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」が施行され、

高齢者虐待への対応については、市町村の責務として通報の受理、事実及び安全の確認、対応策の協議、立ち入り調査、保護のための措置などが規定されるとともに、在宅高齢者に関しては、地域包括支援センターは虐待対応協力者として重要な役割を担うことになりました。特に権利擁護に関して社会福祉士が担う役割は大きいといえます。市町村や地域包括支援センターの権利擁護業務をバックアップするため、全国に日本弁護士連合会、日本社会福祉士会が中心となり、高齢者虐待対応専門職チームを設置することを進めてきました。

熊本県においては平成22年8月、高齢者虐待など権利擁護に精通した弁護士会・司法書士会・社会福祉士会が協定を結び専門職チームを作りました。主な業務として市町村の虐待対応の相談を受けたり、研修を行っています。4年目を向かえ、契約市町村の数も20を超えるました。我々も地域包括支援センターの社会福祉士をサポートできるよう

な虐待対応の知識が求められます。委員会内での研修も重ね、質の向上に努めているところです。

新たな動きとして、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行され、市町村から専門職チームへの相談の要望も出てきています。今後、障害者虐待対応を視野に検討をしているところです。

また、専門職チームは、以下のような県の研修の委託も受けています。

- ・熊本県高齢者権利擁護研修初任者研修会
- ・熊本県高齢者権利擁護研修会～養介護施設従事者等による虐待対応について～
- ・成年後見制度利用促進に向けた圏域別事例検討会

地域包括委員会

地域包括委員会の活動について

地域包括委員会委員長 齋田 寛史

・熊本県高齢者権利擁護研修事例研修会
今後も、権利擁護の担い手として力を発揮していきます。会員の皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

・熊本県高齢者虐待対応現任者標準研修会
各都道府県社会福祉士会が実施主体となり開催しています。これは、日本社会福祉士会が開発した3日間の研修プログラムで、2010年度より各都道府県社会福祉士会が実施主体となり開催しています。熊本県では養護者による虐待に関する『高齢者虐待対応現任研修』を2010年より熊本県と共に毎年開催しております。加えて昨年度、養介護施設従事者等による虐待に関する『高齢者虐待対応現任者標準研修』のプログラムが日本社会福祉士会にて開発されたため、熊本県でも今年度より開催することとなり、9月に県庁地下大会議室で実施いたしました。高齢者虐待対応の標準化を図るために次年度以降も継続していく予定です。

今後も引き続き、私達地域包括委員を含め地域包括支援センターで勤務する社会福祉士のバック

“や”成年後見制度”や”事例検討”に加え、“各地域包括支援センターの取り組み内容の紹介”など、地域包括支援センター業務に関する様々な題材を取り上げています。また、研修の後に意見交換を行い、日頃の業務についての意見交換を行ふとともに、参加者同士の交流を図っています。

アップが行えるよう、委員全員力を合わせ活動を行っていきたいと思います。

第三者評価委員会 について

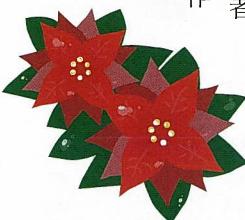
第三者評価委員会委員長 立花 雄一郎

第三者評価事業の活動としては平成26年度7件を予定（評価済も含む）しております。内訳としては児童関係6件（全て社会的養護関係の施設）、障害関係1件となつております。

社会的養護関係施設は3年に一度第三者評価受審が義務付けされており、今後の社会福祉の取り巻く環境変化によつては障害・高齢者関係にも受審への促進が進む可能性があります。現在、評価調査者が18名で対応しておりますが、社会福祉士会の専門性を評価され、年々調査依頼件数が増えている現状です。みなさまの要望にお応えする為、調整を行つておりますが、評価調査者不足が否めない状況です。特に児童・障害関係が不足しており、今後も定期的に評価調査者を増員していく予定です。評価調査者として活動していただく為には、一定の条件が必要になりますので、興味のある方は事務局まで問い合わせ下さい。

最後になりましたが、第三者評価事業ではパンフレットを作成し、第三者評価受審の促進活動も行っています。一度社会福

祉士会のホームページをご覧ください。



2014年度新入会者の情報交換会を8月31日（土）18時よりネストホテル熊本におきまして開催しました。新入会の参加者は14名で、会の活動・組織の説明の後、自己紹介、懇談と進んでいきました。初めは少し緊張気味の会員もいましたが、後半はかなり和やかな雰囲気での懇談となりました。その結果、二次会にも半数以上が参加し、夜遅くまで懇親ができ、飲みニケーションにより少しはネットワークが拡大したと嬉しく思っています。現在、すでに何名かの会員は各種委員会の委員として参加されており、今後、会の運営への協力と活躍に期待しています。

新

入会者の情報交換会の実施報告

会員サービス委員会 担当理事 川上 賢藏



ブロック紹介

人吉・球磨区块長 福山 幸義



人吉球磨地区第13ブロックでは、現在44名の会員で年に2回ほど研修会を企画しています。研修会を企画している人吉市で行われる「とつておきの音楽祭」（障がいのある人も一緒に音楽を楽しみ、街行く人も観客となり交流を図り、音楽のチカラで「心のバリアフリー」を目指す音楽祭です）などの地域の行事にも積極的に参加しています。特に人吉球磨地域で構成されている保健医療福祉でネットワーク団体をつくり、様々な研修会や勉強会を行っています。社会福祉士会会員のメンバーも、問題点解決のためのボランティア活動や地域福祉の向上に多職種連携で取り組んでいます。その各団体への連絡調整や仲介役としても、多方面にわたり活躍しています。特にこれから的重要な課題として、来年度人吉球磨地域の市民後見センターの設立に向け、他の関係機関と協議しながら設立運営に関わっています。

また、社会福祉士としての資質向上を図るために7月12日に松山ベテル

病院ベテル相談室 岡田多恵子さんを講師としてお招きし会員向けの研修会を実施いたしました。グループスーパービジョンの実践事例を現場のソーシャルワークに生かすことを利用とした講演と、会員相互の情報交換はとても貴重な時間となりました。様々な活動を通して社会福祉士としての専門性を生かし、地域福祉の一躍を担えるように今後とも会員全員で関わっていきたいと思います。

最後になりましたが、人吉・球磨地域は温泉と焼酎と豊かな自然に恵まれたところです。ゆつたりとした穏やかな風土の中で、これからも会員相互の連携・多職種の連携を深めていきたいと思いま

CSWくまもと 平成5年9月30日に創刊号を発行し今回で50号を迎えることが出来ました。また今回は表紙をリニューアルしました。これからも広報の大変な役割を認識し新たなメンバーも加え一層頑張っていきたいと思います。

今年は異常気象や自然の猛威に日本中が翻弄された年で、人間の力の弱さを改めて感じた1年でした。いかに自然へ逆らうことなく生きて行くことがこれからの人間には大事な事なのでしょう。

早いものでこの広報誌を手にする頃は師走に入り、みなさんも忘年会の真っ盛りではないでしょうか？十分体調に気をつけて一年を振り返り年忘れを楽しんでください。

来年は熊本県社会福祉士会も公益事業への取り組みが一層活発になると思います、各種委員会活動へもご協力お願いします。

広報担当理事 釘崎 清広

編集後記

